

第 4 9 0 回 役 員 会 議 事 要 録

- 1 . 日 時 平成 3 1 年 2 月 1 8 日 (月) 自 1 3 時 3 0 分 至 1 3 時 5 0 分
- 2 . 場 所 学 長 室
- 3 . 出 席 者 中 井 学 長、中 田 理 事 ・ 副 学 長、三 浦 理 事 ・ 副 学 長、伊 藤 理 事 ・ 副 学 長、
若 井 理 事 ・ 事 務 局 長
【オブザーバー出席】塩谷副学長、塘副学長、上井監事、橋本監事
- 4 . 欠 席 者 な し
- 5 . 審 議 事 項
 - (1) 川 俣 町 と 福 島 大 学 農 学 群 食 農 学 類 と の 連 携 協 力 に 関 す る 基 本 協 定 に つ い て 資 料 1
 - (2) 飯 舘 村 と 福 島 大 学 農 学 群 食 農 学 類 と の 連 携 協 力 に 関 す る 基 本 協 定 に つ い て 資 料 2
 - (3) 就 業 規 則 の 一 部 改 正 に つ い て (平 成 3 1 年 3 月 1 日 改 正 分) 資 料 3
 - (4) 働 き 方 改 革 に 対 す る 対 応 方 針 (案) に つ い て 資 料 4
 - (5) 就 業 規 則 の 一 部 改 正 に つ い て (平 成 3 1 年 4 月 1 日 改 正 分) 資 料 5
- 6 . 報 告 事 項 な し

【確認事項】

第 4 8 9 回 役 員 会 議 事 要 録 を 原 案 の と お り 確 認 し た。

【審議事項】

- (1) 川 俣 町 と 福 島 大 学 農 学 群 食 農 学 類 と の 連 携 協 力 に 関 す る 基 本 協 定 に つ い て
中 田 理 事 ・ 副 学 長 よ り 標 記 に つ い て 提 案 が あり、資 料 1 に 基 づ き、協 定 締 結 に 至 る 経 緯
と して、川 俣 町 か ら 食 農 学 類 棟 等 の 施 設 整 備 に 対 す る 支 援 を 受 け る こ と に 伴 う も の で
あ る こ と、条 文 の 内 容 と して、福 島 市 と の 同 協 定 を ひ な 形 と し つ つ、食 農 学 類 の 設 置 認 可
に 伴 い 学 類 名 称 の 表 記 を 規 定 し た 条 文 を 削 除 し た こ と、ま た、支 援 額 及 び 連 携 協 力 事 項 が
福 島 市 と の 同 協 定 と 異 な る と の 説 明 が あ っ た。
審 議 の 結 果、原 案 の と お り 承 認 さ れ、今 後 の 手 続 き と して 教 育 研 究 評 議 会 に 報 告 す
る こ と が 確 認 さ れ た。

(2) 飯舘村と福島大学農学群食農学類との連携協力に関する基本協定について

中田理事・副学長より標記について提案があり、資料2に基づき、協定締結に至る経緯として、川俣町と同様に、飯舘村から食農学類棟等の施設整備に対する支援を受けることに伴うものであること、条文の内容として、川俣町と同協定をひな形としつつ、支援額及び連携協力事項が異なるとの説明があった。

審議の結果、原案のとおり承認され、今後の手続きとして教育研究評議会に報告することが確認された。

(3) 就業規則の一部改正について(平成31年3月1日改正分)

中田理事・副学長より標記について提案があり、第487回役員会(平成31年1月15日開催)で承認された就業規則の一部改正(国家公務員給与法等改正に伴う役員給与規則、職員給与規則等の改正)について、過半数代表者からの意見書を報告の上、最終審議するとの発言があり、資料3に基づき、各事業場過半数代表者から特段の意見がなかったことについて説明があった。

審議の結果、原案のとおり承認され、今後の手続きとして教育研究評議会に報告することが確認された。

(4) 働き方改革に対する対応方針(案)について

中田理事・副学長より標記について提案があり、資料4に基づき、平成31年4月1日施行の労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法の改正、いわゆる働き方改革関連法施行への対応として、年次有給休暇の時季指定付与義務化への対応については、特別休暇「夏季一斉休業」を「時季指定の有給休暇」(計画年休)に変更すること、労働時間の状況把握の義務付けへの対応については、勤怠システム対象外の教職員について勤務時間申告書の作成及び提出を義務化すること、働き方改革関連法案試行への対応とあわせ、休日労働を行った際の振替休日の取扱いを見直しすること、等について説明があった。

審議の結果、原案のとおり承認され、今後の手続きとして教育研究評議会に報告することが確認された。

(5) 就業規則の一部改正について(平成31年4月1日改正分)

中田理事・副学長より標記について提案があり、資料5に基づき、国家公務員給与法等改正に準拠し、介護休業等に関連する就業規則及び年俸制教員給与規程の一部を改正することについて説明があった。

審議の結果、原案のとおり承認され、今後の手続きとして、就業条件検討委員会に諮問、各事業場過半数代表者に提示、教育研究評議会に報告し、経営協議会の議を経ることが確認された。